

## 沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金交付要綱

(趣旨及び事業目的)

**第1条** 知事は、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰等の影響を受けた観光事業者の受入体制を支援するため、観光事業者が行う受入体制の再構築や前向きな投資に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、令和4年度予算分においては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。また、令和5年度予算分においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（令和2年6月22日総行令第148号）及び規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象となる補助事業者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、沖縄県内に本社又は支店、営業所を有する観光事業者であって、別表のとおりとする。

(交付の対象となる補助事業等)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、観光の事業であって、喫緊の課題である人材確保、影響を受けた受入体制の改善や今後の観光需要に対応する前向きな投資に資する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び上限額は、別表のとおりとする。

(補助金の算定方法)

**第4条** 補助金の交付額は、別表に定める補助対象経費の実支出額に補助率を乗じた額と同表に定める上限額を比較して少ない額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 積算内訳書
- (3) 宣誓・同意書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

**第6条** 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金交付決定通知書を通知する。

(交付申請の取り下げ)

**第7条** 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

**第8条** 補助事業者は、第6条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更である場合についてはこの限りではない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第6条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

**第9条** 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

**第10条** 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面(任意様式)により知事へ報告しなければならない。

(立入検査)

**第11条** 知事は、必要があると認めるときは、当該補助事業を行う者若しくはこの者であった者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の書類を検査させ、若しくは関係者に質問させる事ができる。

(実績報告)

**第12条** 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 支出内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第5条及び第1項の規定に関わらず、知事が別に定める日までに補助事業が完了する場合は、沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金交付申請書を、

沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号の2）に代えて、前項の書類を添付のうえ、提出することができる。

（補助金の額の確定）

**第13条** 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前条第3項の規定による実績報告を受けたときは、第6条及び前項の規定に関わらず、補助対象経費等を審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金返還命令通知書により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

**第14条** 知事は、前条の確定通知書を通知後、補助事業者から適正な請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

**第15条** 知事は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合

- (6) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第4項の規定を準用する。
  - 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
  - 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

（消費税の仕入れ額控除）

**第16条** 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（補助金の経理）

**第17条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（財産の管理等）

**第18条** 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない

い。

- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第19条** 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業完了後においても知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請を知事に行わなければならない。

(その他)

- 第20条** この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和5年2月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

**附 則**

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

## 別表

補助事業者	補助対象経費	補助率	上限額
<p>沖縄県内における観光の事業(宿泊施設、観光施設、レンタカー、貸切バス、マリレジャー、エコツアーリズム、リゾートウェディング、通訳案内士、旅行代理店、飲食卸売、小売、その他専ら観光客に対して提供するサービス、商品等について継続的な取引関係を有する事業として知事が認めるものをいう)を行う法人又は個人の事業者</p>	<p>令和4年10月1日から令和5年12月31日(令和5年度予算充当分については、令和5年4月1日から令和5年12月31日)までの期間において、観光の事業であって、喫緊の課題である人材確保、影響を受けた受入体制の改善や今後の観光需要に対応する前向きな投資に要する経費であって、次に掲げる経費(ただし、事業の根幹を形成する直接的な経費(現従業員に対する賃上げ、新たに雇用する従業員の給与、レンタカーの購入費やリース料など)、受入体制の改善に直接関係しない経費(電気・ガス料金などの固定費、原材料費、金融機関に対する返済金など)を除く)</p> <p>報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費</p>	8/10	<p>従業員数等に応じ、以下の金額を上限とする。</p> <p>ア 従業員数が250人以上の法人の事業者 500万円</p> <p>イ 従業員数が249人から200人までの法人の事業者 400万円</p> <p>ウ 従業員数が199人から150人までの法人の事業者 300万円</p> <p>エ 従業員数が149人から100人までの法人の事業者 200万円</p> <p>オ 従業員数が99人から50人までの法人の事業者 100万円</p> <p>カ 従業員数が49人から10人までの法人の事業者 50万円</p> <p>キ 個人の事業者及び従業員数が10人未満の法人の事業者 25万円</p>